

## 岡山県職員給与条例等の改正に伴う人事委員会規則及び通知の改正等について

本年の給料表の改定等に係る岡山県職員給与条例等の改正に伴い、関係する人事委員会規則及び通知について、次のとおり改正等を行う。

### 1 給料表の改定関係

規則等の名称	改正の内容等	適用日
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則	給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表の改正を行う。	平成29年 4月1日
給料の調整額の調整基本額について（通知）	調整基本額が号給の給料月額の4.5%を超える場合について、当該号給ごとに給料月額の4.5%相当額を規定する。 <b>【給料の調整額】</b> 職務の困難度等が同じ等級の他の職と比べて著しく特殊な職に対して、給料の一部として支給されるもの（支給額＝調整基本額×調整数(1～4)）	平成29年 4月1日
<b>【新設】</b> 平成29年改正条例の施行に伴う給料の切替えについて（通知）	昇格時号給対応表の改正に伴い、改定前の昇格時号給対応により決定された号給の方が有利な場合（旧法有利）の取扱いについて規定する。 ※ 平成29年改正給与条例附則第3項及び第4項（人事委員会への委任事項） ① 平成29年4月1日から改正給与条例施行の日の前日までの間(切替期間)の昇格者等（附則3項関係） ② 改正給与条例の施行の日から平成30年3月31日までの昇格者等（附則4項関係）	改正条例 の施行日
<b>【新設】</b> 平成29年改正条例等の施行に伴う給与の差額支給について（通知）	給料表の引上げ改定に伴い、給与又は給料の月額を算定基礎とする各種手当等の追給が必要になること等の留意点について規定する。	改正条例 の施行日
<b>【新設】</b> 平成29年改正条例の施行に伴い平成27年改正条例附則第3項から第	給料表の引上げ改定に伴い、平成27年給与制度の総合的見直しに伴う経過措置による給料の額(現給保障)が減少した職員に対する通知について規定する。 <b>【例：行政職給料表】</b>	改正条例 の施行日

<p>5項までの規定による給料の額が変動した場合等における職員に対する通知について（通知）</p>	<table border="0"> <tr> <td>①H27. 3. 31給料月額 (旧4級83号給)</td> <td>387,000円</td> <td>現給保障</td> </tr> <tr> <td>②新給料月額 《給料表改定》</td> <td>386,100円 ↑</td> <td>900円 (①-②)</td> </tr> <tr> <td>③現4級91号給</td> <td>385,800円</td> <td>1,200円 (①-③)</td> </tr> </table>	①H27. 3. 31給料月額 (旧4級83号給)	387,000円	現給保障	②新給料月額 《給料表改定》	386,100円 ↑	900円 (①-②)	③現4級91号給	385,800円	1,200円 (①-③)	
①H27. 3. 31給料月額 (旧4級83号給)	387,000円	現給保障									
②新給料月額 《給料表改定》	386,100円 ↑	900円 (①-②)									
③現4級91号給	385,800円	1,200円 (①-③)									
<p><b>【新設】</b> 平成29年改正条例の施行に伴い平成28年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料の額が変動した場合等における職員に対する通知について（通知）</p>	<p>給料表の引上げ改定に伴い、平成28年等級別基準職務表の条例化に伴う医療職給料表（三）の格付けの見直しに伴う経過措置による給料の額（現給保障）が減少した職員に対する通知について規定する。</p> <p><b>【例：医療職給料表（三）】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>①H28. 3. 31給料月額 (旧6級37号給)</td> <td>404,300円</td> <td>現給保障</td> </tr> <tr> <td>②新給料月額 《給料表改定》</td> <td>388,100円 ↑</td> <td>16,200円 (①-②)</td> </tr> <tr> <td>③現5級63号給</td> <td>387,800円</td> <td>16,500円 (①-③)</td> </tr> </table>	①H28. 3. 31給料月額 (旧6級37号給)	404,300円	現給保障	②新給料月額 《給料表改定》	388,100円 ↑	16,200円 (①-②)	③現5級63号給	387,800円	16,500円 (①-③)	<p>改正条例の施行日</p>
①H28. 3. 31給料月額 (旧6級37号給)	404,300円	現給保障									
②新給料月額 《給料表改定》	388,100円 ↑	16,200円 (①-②)									
③現5級63号給	387,800円	16,500円 (①-③)									

## 2 諸手当の改正関係

規則等の名称	改正の内容等	適用日等
初任給調整手当に関する規則	医師の処遇を確保する観点から、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、支給月額を改正する。	平成29年 4月1日
期末手当及び勤勉手当に関する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、勤務成績が「優秀」「良好(標準)」「良好でない」等各成績区分の成績率の基準を改正する。	平成29年 12月1日
期末手当及び勤勉手当の運用について(通知)	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、勤勉手当の額の総額が給料月額等と給与条例上の成績率を乗じた額を超えない範囲内で支給することを定めているため、その成績率の基準を改正する。	平成29年 12月1日